

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道岩内郡岩内町

2 構造改革特別区域の名称

いきいき・あんしん・いわない輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道岩内郡岩内町の全域

4 構造改革特別区域の特性

岩内町は、北海道の道央圏後志管内の南西部に位置し、東西 12.8 km、南北 9.9 km、総面積は 70.64 k m²であり、人口は 16,437 人（平成 17 年 12 月 31 日現在）の町である。

地勢的には、北は日本海、南は岩内岳、雷電山などのニセコ山系に囲まれた岩内平野のほぼ中心部に位置し、市街地は高度に集積した商店街を中心として周辺に住宅街が形成され、その外周部に農地が整備されている。

気候は、日本海沿岸部としては概ね温暖であり、降雪量もさほど多くはないが、冬期には北西からの季節風が強い。

岩内町は、昭和 29 年の大火により市街地の 3 分の 2 を焼失したが、大火直後からの土地区画整理事業の実施により現在の都市形成の基礎が作られた。

交通機関として、札幌・小樽方面へのアクセス道路としての国道 276 号、積丹半島を循環する国道 229 号において路線バスが運行しているが、1 日あ

たり札幌方面へは19往復、神恵内方面へは12往復、そして寿都方面には6往復と便数は少ない。また、町の中心部より岩内岳山麓に5往復の路線バスが運行しているが、一部の地域のみでの運行ということもあり、利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況にある。

65歳以上の高齢者人口は、4,316人で高齢化率は26.3%（平成17年12月31日現在）と高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。独居高齢者が1,310名、高齢夫婦世帯が760世帯となっており、高齢者人口の65.6%にあたる2,830名が高齢者のみの世帯となっている。

加えて身体障害者1,380名、知的障害者154名、精神障害者296名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増加傾向にある。

(1) 単独での移動が困難な移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

高齢者人口の605人（高齢者人口比14.0%）が要介護（支援）認定を受けており、在宅においては252人（高齢者人口比5.8%）が居宅介護サービスを利用している。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす在宅生活を支える上で重要な役割を果たしている通院等の外出支援においては、要介護3以上の方が福祉車両での輸送が基本となるが、居宅介護サービス受給者で要支援、要介護1及び要介護2の認定を受けている81.5%（216人）の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではなく、セダン型の車両による輸送が十分可能と考えられる。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年11月30日現在） 単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	50	217	94	74	94	76	605
65～74歳	16	43	25	15	17	11	127
75歳～	34	174	69	59	77	65	478
第2号被保険者	1	6	5	2	4	5	23
総数	51	223	99	76	98	81	628
高齢者人口	4,316		認定第1号被保険者 / 高齢者人口				14.0%

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成 17 年 11 月 30 日現在）単位：人

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	20	135	51	26	14	6	252
第 2 号被保険者	1	5	4	1	2	0	13
総 数	21	140	55	27	16	6	265
(再 掲)	216 (81.5%)		49 (18.5%)				100.0%

身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は 1,380 名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は 766 人、視覚障害者は 116 人を数える。

1 級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める 2 級以下の方及び視覚障害の方についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成 17 年 3 月 31 日現在） 単位：人

	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部疾患	音声言語	計
1 級	136	39	1	185	0	361
2 級	171	34	19	6	0	230
3 級	145	4	43	53	11	256
4 級	198	10	30	38	4	280
5 級	84	11	0	0	0	95
6 級	32	18	108	0	0	158
計	766	116	201	282	15	1,380

知的障害者

療育手帳の交付を受けている方は、154 名であり、在宅で生活している者は 102 名である。

町内の社会福祉法人が知的障害者入所更生施設と通所授産施設を開設しており、また、自立と社会復帰を支援するグループホームの整備も進めている。

知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢

体不自由との重複がない知的障害者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、気心が通じた同じ介護者の運転するセダン型等の車両による移送が求められる。

居住区分別知的障害者数（平成 17 年 3 月 31 日現在）単位：人

区 分	施設数	障害者区分別入居数		
		重度	中軽度	計
入所更正施設	1	27	25	52
グループホーム	4	4	13	17
在 宅	(85)	29	56	85
計		60	94	154

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成 17 年 11 月 30 日現在で 296 名である。

障害の内容とその対応については多様であり、例えば、内向的な人、環境の変化に対応が難しい人などは、公共交通機関の利用が困難であり、同じ介護者により気心が通じ、初めて外出することが可能となる。

これらの精神障害者の移動支援については、身体機能の障害を伴わないことが多いため、福祉車両までは必要としないが、セダン型車両を使用した介護者の輸送により、通院や公共施設の利用を促進することが求められている。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

㈱ニセコバスは、国道を中心に小樽市～余市町～岩内町～寿都町に 1 日 3 往復、岩内町～寿都町にも 1 日 3 往復運行し、また、岩内町～倶知安町にも 1 日 12 往復運行している。

㈱中央バスも、国道を中心に、札幌市～余市町～岩内町間を 1 日 16 往復運行し、岩内町～泊村・神恵内村方面には 1 日 12 往復運行、また町の中心部より岩内岳山麓方面に 1 日 5 往復が運行している。

しかしながら、その運行経路は国道を中心としたものであり、町内間の移動には極めて利用が不便であり、また町内を運行する大半のバス及びバス停留所は移動制約者に対応したものとなっていない。

タクシー業者

町内には、(株)フレンドタクシー及び(株)キングハイヤーの2社があり、(株)フレンドタクシーは18台、(株)キングハイヤーでは19台で営業しているが、福祉車両は保有しておらず、また介護タクシー等によるサービスを提供する事業者は隣町の共和町に合資会社ケア・サービスぐりっぷがあるが車両は1台であり、移動制約者の需要に対応しきれていない。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内の移動手段としては、路線バスが運行されているものの、便数が少ないことや乗降場所が限られることから、地域住民にとっては十分な利便性が確保されているとはいえない状況であり、日常生活では、自家用車による移動が中心となり、移動制約者にとっては家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。

そのような中で、福祉車両に限定される福祉有償運送では車いす等を常時利用される方には大変有効であるが、反面、要介護認定を受けている者の多くや障害の程度が軽度の身体障害者等の移動制約者においては、セダン型等の一般車両による対応が求められている。

よって、特例措置を適用し、社会福祉法人やNPOが実施する福祉有償運送において使用車両をセダン型車両へ拡大することは、多くの移動制約者に適切な移送サービスが提供され、利便性が確保されるとともに、住み慣れた地域の中で安心して、健康で豊かにいきいきと暮らすことが可能となり、地域福祉の向上と増進に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

われわれ、地方自治体に課せられた使命は住民の幸せを実現することである。

幸せの尺度は人それぞれであり、特定できるものではないが、安定した生活の確保が前提であり、各種の福祉施策を充実させることにより、健康で安心して暮らせる社会が実現されるものである。

福祉の需要は、年々増加し、多様化しており住民一人ひとりが生きがいを持ち、生き生きと心豊かに暮らしていくためには、地域を構成する多くの住民が幅広い分野でお互いに助け合い、支え合うことが日常的に行えるような地域づくりがこれからの社会に必要である。

また、高齢者や障害者が地域の中で共に生き、共に暮らす社会が求められており、その実現には、生活環境の改善整備を図っていくことが肝要である。

そのようなことから、地域の NPO 法人等が主体となって、セダン型車両を使用したボランティア輸送サービスを展開し、高齢者や障害者等の移動制約者の行動範囲・外出機会を拡大することにより、地域活動などへの社会参加を大いに促進し、生きがいを持ち、生き生きと心豊かに暮らすことのできる生活の実現を図る。また、地域福祉に対する住民の理解を深め、幅広い分野でのボランティア活動の活発化等を促進する。こうして「地域住民がふれあい、ともに支え合うまちづくり」の実現を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町は、漁業とこれを基幹として発達した水産加工業の不振が他の産業、特に第3次産業に大きな影響を与え、地域経済は停滞を余儀なくされた。

近年は、海洋深層水の利活用をはじめとする複合的な施策等により、地域経済の活性化を図っている。

このような中で本計画を実施することにより、多くの移動制約者の通院や買い物などの外出の利便が図られることや、本人及び介護者である家族の介護負担が軽減されることにより、消費の拡大が期待され、経済的効果が見込まれる。

また、高齢者や障害者の社会的孤立感の解消や健康保持の増進、生きがいづ

くりに進める一つ的手段として、移動手段の拡大により、行動範囲が拡大され、地域活動などの社会参加の促進が図られることにより、精神的ゆとりと豊かさや地域での真の住みやすさをもたらし、住み慣れた地域で可能な限り健康で、安心して、生きがいを持って暮らし続けることが期待される。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

対象者 ~ 在宅の寝たきり状態又は車いす利用者

内容 ~ 居宅から医療機関への送迎援助

利用料 ~ 無料

平成16年度利用者 ~ 36人 延べ369回利用

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の内容

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

岩内町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地及び到着地が岩内町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型等の車両を使用して、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその付添え人に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されているが、車いす等を使用しない移動制約者に対する輸送手段として、セダン型車両の活用が強く求められている。そこで、ボランティア輸送使用車両をセダン型等の一般自家用車に拡大をすることによって、高齢者及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 岩内町福祉有償運送等運営協議会

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による岩内町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局を岩内町民生部保健福祉課に置く。

運営協議会は、岩内町が主催し、構成員は次の者とする。

- ・ 町長又はその指名する職員
- ・ 運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 地域の住民の代表
- ・ 在宅介護支援センター長
- ・ 地域のボランティア団体の代表
- ・ 有償運送の利用者の代表
- ・ 関係交通機関の代表

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

岩内町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることや活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、運営協議会の決議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者とする。

- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む)、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のように表示する。

- ・ 氏名、名称又は記号
- ・ 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき、運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者であること。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。